

令和2年5月26日

保護者の皆様

宮城教育大学附属中学校
校長 平垣内 清

生徒の携帯電話の使用について（お知らせ）

向暑の候、皆様にはますます御清祥のこととお慶び申し上げます。日頃より本校の教育活動に御協力いただき、心より感謝申し上げます。

さて、4月に「携帯電話の使用について」の文書で本校での携帯電話使用についてお知らせをいたしました。新型コロナウイルス感染拡大に伴う情勢の変化を考慮し、今年度（令和2年度）に限り感染拡大が収束するまでの間、ルールを下記のように変更することといたしましたのでお知らせいたします。なお、校内に持ち込む場合には、従来通り使用許可申請を提出していただく必要がありますので御協力ください。

記

- 1 原則として、校内への携帯電話の持込みは認めません。
- 2 以下のようなやむを得ない場合には特例として持込みを認めます。
 - ① 通学距離が遠い、または登下校が一人になるなどの理由による安全上の配慮が必要な場合
 - ② 塾や習い事などで帰宅の時間が遅くなるなどの理由による安全上の配慮が必要な場合
 - ③ その他、安全上の配慮のため緊急時の連絡が必要な場合
- 3 許可を得て学校に持ち込む場合には、下記の「許可願い」に必要事項を記入して学校長に届け出てください。その際、他の貴重品同様、携帯電話も電源を切って朝に担任が預かり、帰りに返却します。
- 4 登下校中は、安全上の配慮及び緊急時の連絡のため以外の使用は原則として認めません。
しかし、校地外で使用する必要がある場合については、登下校中も含め、保護者の責任において、マナーを守って使用することとします。なお、登下校中の音楽プレーヤーやゲーム等、必要な通信手段として以外の使用は認めません。学校にいる間に連絡を取る必要が生じた場合には、教員に申し出て連絡を取ることとします。
- 5 上記ルールに違反した場合には、許可を取り消す場合があります。